

《連携協議会の構成》

埼玉県感染症対策連携協議会

感染症対策推進部会

1 部会の名称

感染症対策推進部会

2 所掌事務

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延への備えの充実・強化を目的に、埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱第3条に定める連携協議会の所掌事務の詳細に関することを協議する。

3 構成

別表に掲げる団体が推薦する者及び学識経験者をもって構成する。

《別表：部会の構成団体 及び 構成員》

医療関係者	医師会
	歯科医師会
	薬剤師会
	看護協会
	栄養士会
	埼玉医科大学病院
	埼玉県公的病院協議会
関係団体	老人福祉施設協議会
	発達障害福祉協会
	ホテル旅館生活衛生同業組合
	訪問看護ステーション協会
	ペストコントロール協会
環境産業振興協会	

行政	埼玉県
	埼玉県教育委員会
	さいたま市
	川越市
	越谷市
	川口市
	市長会
	町村会
	消防長会

※上記表に掲げる団体が推薦する者のほか、学識経験者を構成員とする。